

# 事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

83

成年後見制度利用支援事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	2	高齢者の生活の充実
取組方針	1	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	介護保険事業特別会計		
	款	地域支援事業費		
	項	包括的支援事業・任意事業費		
	目	任意事業費		
	大事業	任意事業		
	中事業	成年後見制度利用支援事業		

事業種別	継続		関連個別計画				
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	高齢者・地域福祉課	堀内 達也	435-1063
事業実施の根拠法令			関連課				

## 1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要		
	判断能力の十分でない方々の権利擁護を図るため、市長申立てにより家庭裁判所に成年後見人選任を申立てる。		判断能力が十分でなく、成年後見人の選任が必要と思われる方々について、市長申立てにより、家庭裁判所に成年後見人の選任を申立てる。 被後見人本人に資産がない場合は、申立て費用と後見人に対する報酬を市が補助する。		
事業内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度
	判断能力が不十分のため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行った。	判断能力が不十分のため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行った。	判断能力が不十分のため、後見人等による支援を必要とする身寄りのない認知症高齢者の審判の申立を行った。	判断能力が十分でなく、成年後見人の選任が必要な人に、市長申立てにより選任を申立てる。被後見人に資産がない場合は、報酬は市が補助する。	判断能力が十分でなく、成年後見人の選任が必要な人に、市長申立てにより選任を申立てる。被後見人に資産がない場合は、報酬は市が補助する。

## 2 事業コスト

事業費等(千円)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和02年度		
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	
事業費	6,025	6,798	7,033	4,865	9,378	4,584	9,372	0	9,372	0	
伸び率(%)	9.4%	18.5%	16.7%	△28.4%	33.3%	△5.8%	△0.1%	△100%	0%	0%	
人件費	正規職員	0	398	399	7,976	9,511	9,831	9,990	0	9,990	0
	正規職員以外	0	2,439	1,773	0	1,191	1,140	1,259	0	1,259	0
	小計	0	2,837	2,172	7,976	10,702	10,971	11,249	0	11,249	0
国庫支出金	2,349	2,436	2,742	1,898	3,610	1,841	3,608	0	3,608	0	
県支出金	1,174	1,218	1,371	949	1,805	921	1,804	0	1,804	0	
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	1,328	1,490	1,549	1,069	2,158	1,061	2,156	0	2,156	0	
一般財源(税等)	1,174	1,654	1,371	949	1,805	761	1,804	0	1,804	0	
所要人数(人)	正規職員	0.00	0.05	0.05	1.00	1.19	1.23	1.25	0.00	1.25	0.00
	正規職員以外	0.00	0.91	0.71	0.00	0.48	0.48	0.53	0.00	0.53	0.00
主な予算内訳	成年後見制度利用支援事業に係る後見人等報酬8,400千円										

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
相談件数		人	目標値					
			実績値	85	124	108		
			達成度(%)	0%	0%	0%	0%	%
申立件数		件	目標値					
			実績値	8	14	17		
			達成度(%)	0%	0%	0%	0%	%

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	認知症高齢者等が地域において安心して自立した生活を送るためには、成年後見制度を中心とする権利擁護支援が必要不可欠である。
見直し・改善内容	成年後見制度利用促進法に向けての体制整備